

阿 武 町 障 害 者 プ ラ ン

(2 0 1 8 ~ 2 0 2 3)

阿武町第5期障害福祉サービス実施計画

阿武町第1期障害児福祉サービス実施計画

(2 0 1 8 ~ 2 0 2 0)



平成30年3月

阿 武 町

目次

策定に当たって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけと役割	1
3 計画の期間	2

第1章 障害者施策に関する現状

1 阿武町の障害者の状況	3
2 阿武町の障害児の状況	4
3 成果目標の設定	5
4 障害者および障害児のサービス見込み量	6
5 日常生活調査結果の集計	11

第2章 計画の基本理念と施策体系

1 基本理念	18
2 基本目標	18
3 施策体系	18

第3章 施策推進の方向

基本方向1 安心して暮らせる社会づくり	19
1 相談支援体制の強化	19
2 地域生活の充実	20
3 保健・医療の充実	21

基本方向2 いきいきと暮らすことのできる社会づくり	23
1 就労の支援と雇用の促進	23
2 療養・教育の充実	24
3 障害者スポーツ・文化芸術の振興	25

基本方向3 誰もが暮らしやすい社会づくり	27
1 権利擁護の推進	27
2 居住の安定の確保	28
3 地域力を活かした支え合いの推進	29

第4章 計画の推進体制

1 計画の推進体制	31
2 計画の達成状況の点検及び評価	32

【参考資料】

- 阿武町地域福祉運営協議会設置要綱
- 阿武町地域福祉運営協議会委員名簿

策定に当たって

1 計画策定の趣旨

阿武町では、平成8年度にノーマライゼーション*の考え方を基本理念とした「障害者計画」をはじめとして数次にわたるプランを策定し、障害者や特別な支援を必要とする者*が、主体性、自主性をもち社会活動に積極的参加していける社会の実現を推進してきました。

この間、国内では障害者施策の基本となる法律である「障害者基本法」が平成23年に改正され、「社会モデル」に基づく障がいの概念や、障害を理由とする差別の禁止、合理的配慮の概念が明確に示されました。その後、「障害者虐待防止法」や「障害者総合支援法」の施行、「障害者雇用促進法」の改正などの国内法の整備が進み、平成26年に「障害者権利条約」を批准しました。また、平成28年の「障害者差別解消法」の施行により、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けた取り組みが進んでいます。

当町では、障害者基本法の改正や平成25年4月の障害者総合支援法の施行等を受けて、「阿武町障害者プラン（2013～2017）」およびその実施計画となる「阿武町障害福祉サービス実施計画」を策定し、サービス提供体制の整備・充実や地域生活への移行、就労の促進などの強化を図ってきました。

こうした中、「阿武町障害者プラン（2013～2017）」の計画期間満了と、阿武町の障害者を取り巻く環境の変化等を踏まえて、「阿武町障害者プラン（2018～2023）」および「第5期阿武町障害福祉サービス実施計画・第1期阿武町障害児福祉サービス実施計画」を策定し、保健・医療・福祉・教育・雇用・住宅など各般にわたる施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。

2 計画の位置づけと役割

この計画は、障害者基本法第11条第3項*に基づく「市町村障害者計画」、障害者総合支援法第88条第1項*の規定に基づき、同法87条第1項*に規定する国の基本指針に基づく「町障害福祉計画」および、児童福祉法第33条の20第1項*の規定に基づく「町障害児福祉計画」として位置づけ、町民をはじめ家庭、職場、学校、地域等が一体となって取り組む「行動計画」であり、町及び関係者・関係機関における事業推進の「基本方針」となるものです。

3 計画の期間

この計画の期間は、平成30年（2018年）度から平成35年（2023年）度までの6年間とします。なお、阿武町障害福祉サービス実施計画（第5期）・阿武町障害児福祉サービス実施計画の数値目標については、平成32年度を目標年度とし、32年度中に見直しを行います。

○「阿武町障害者プラン」と「町障害福祉サービス実施計画」改定の経緯

24年度 2012	25年度 2013	26年度 2014	27年度 2015	28年度 2016	29年度 2017	30年度 2018	31年度 2019	32年度 2020	33年度 2021
阿武町障害者プラン (H21～24)	阿武町障害者プラン (H25～29)					阿武町障害者プラン (H30～35)			
第3期障害福祉サービス実施計画 (H24～26)			第4期障害福祉サービス実施計画 (H27～29)			第5期障害福祉サービス実施計画 (H30～32)		第6期障害福祉サービス実施計画 (H33～35)	
						第1期障害児福祉サービス実施計画 (H30～32)		第1期障害児福祉サービス実施計画 (H33～35)	

今回の改訂

*** 特別な支援を必要とする者**

このプランでは「障害者手帳を持たないが認知判断力や心身の発達等が乏しいため、療育支援を必要とする児童や、社会的に孤立状態にある者」とする。

*** ノーマライゼーション**

障害のある人もない人も一緒に地域で生活することが正常な状況であるとする考え方。

*** 障害者基本法**

(障害者基本計画等)

第11条

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

*** 障害者総合支援法**

第88条

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

*** 児童福祉法**

第33条

20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

第1章 障害者施策に関する現状

1 障害者の状況

(1) 手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者数は年ごとに減少しており、人口の8.5%である。

(単位：人、H30.1月末現在)

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	H30. 1 月	山口県 (H26. 3 月末)
身体障害者	手帳所持者数	250	243	217	67,004
	町人口比 (%)	7.1	7.0	6.4	4.6
知的障害者	療育手帳所持者数	40	38	36	11,695
	町人口比 (%)	1.1	1.0	1.0	0.8
精神障害者	手帳所持者数	35	35	38	11,389
	町人口比 (%)	1.0	1.0	1.1	0.7
手帳所持者合計		325	316	291	90,088
町人口比 (%)		9.2	9.1	8.5	6.2

(2) 重度化・高齢化の状況

○ 重度化

重度の障害者の割合は若干減少しており、軽度化の傾向にある。

(単位：人、H30.1月末)

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	H30. 1 月
重度	身体障害者手帳 1、2 級	125	119	103
身体障害者	所持者中割合 (%)	50.0	48.9	47.4
重度	療育手帳 A	22	21	18
知的障害者	所持者中割合 (%)	55.0	55.2	50.0
重度	精神障害者保健福祉手帳 1 級	12	10	11
精神障害者	所持者中割合 (%)	34.3	28.5	28.9

○ 高齢化

身体障害・精神障害は高齢化傾向。知的障害は若年化傾向がみられる。

(H30.1月末)

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	H30. 1 月	山口県 (H26. 3 月末)
身体障害者	65 歳以上の割合 (%)	79.6	79.6	83.4	73.2
知的障害者		15.0	15.0	13.8	—
精神障害者		28.6	28.6	34.2	24.3

2 障害児の状況

発達障害や自閉症スペクトラム等、療育支援を必要とする児童が増加している。

<児童発達支援>

心身の発達の遅れや不自由さを持つ児童を保護者の下から通わせて幼児期の成長発達に必要な支援を行う。

<放課後等デイサービス>

学校通学中の療育支援を必要とする児童が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって児童の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行う。

<保育所等訪問支援>

保育所・幼稚園・小学校等に通う療育支援を必要とする児童について、当該施設を訪問し、当該施設における他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援や保育士への助言等を行う。

(H30.1月末)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度見込
児童発達支援 (未就学児)	3 人	2 人	2 人
放課後等デイサービス (小中高生)	4 人	4 人	5 人
保育所等訪問支援 (未就学児・小学生)	—	1 人	3 人
合 計	7 人	7 人	10 人 (現在 5 名待機)



3 成果目標の設定

国の基本指針を受け、県の調整のもと、平成 32 年度までの目標数値等を設定しました。目標の達成が図られるよう、県ほか関係機関との密接な連携のもと障害福祉サービス等の充実を図ります。

ア 福祉施設の入所者の地域生活への移行

○地域生活への移行を進める観点から、以下の 2 つの成果目標を設定します。

成果目標①	平成 28 年度末の施設入所者数の 8 パーセント以上が平成 32 年度末までに地域生活に移行します。
成果目標②	平成 32 年度末の施設入所者数を平成 28 年度末時点の施設入所者数から 8 パーセント以上削減します。

平成28年度末の 施設入所者数	13人	平成29年3月末時点での全施設入所者数
--------------------	-----	---------------------



成果目標① 地域生活移行者数	<u>1人</u>	平成29年度から平成32年度までの間に施設入所から共同生活援助等へ移行する者の累計
	13×8.0%	
成果目標② 施設入所者数の削減	<u>1人</u>	平成28年度末時点と平成32年度末時点との施設入所者数の差
	13×8.0%	

イ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

○精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指し、精神障害者を地域で支える環境を整備するため、以下の二つの成果目標を設定します。

成果目標③	平成 32 年度末までに、保健、医療、福祉関係者による情報共有や協議等の場を設置します。
成果目標④	平成 32 年度末時点の長期在院者数の目標値を <u>4人→3人</u> に設定します。



※長期在院者・・・入院期間が1年以上である者の数

成果目標④ 地域移行に伴う 基盤整備量	1人	平成32年度末までに長期在院者が退院に伴い、地域へ移行する人数
---------------------------	----	---------------------------------

ウ 地域生活支援拠点等の整備

○障害者（児）の地域生活の継続支援に関し、すみやかに対象者のニーズに対応することで、地域での暮らしの安心感を担保し、自立を希望する者等に対する支援等を進めるため、以下の成果目標を設定します。

成果目標⑤ 相談機能の強化	1 箇所整備	阿武町総合相談センターの相談機能強化 ・入院中の精神患者に対するアプローチの強化 ・地域相談支援の推進 ・障害児相談支援の推進
------------------	--------	--

4 障害者および障害児のサービス見込み量

①障害福祉サービス見込量

（１）指定障害福祉サービス

指定障害福祉サービスについては、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービスの３つに区分して必要量を見込みます。

サービス量を見込むに当たっては、平成 28 年度までの実績を踏まえ、現在の利用者を基礎として、利用者のニーズ、退院可能な精神障害者を含めた新たなサービス利用者の見込み数などを勘案し、地域の実状を踏まえて見込んだサービス量を設定しています。

ア 訪問系サービス

○訪問系サービスは、障害のある人の地域生活を支援するために必要な量を見込んでいます。

○訪問系サービスの充実のため、地域の実情を踏まえ、身近な地域で適切に利用できるよう、事業者の確保、サービス利用の促進を図ります。

○訪問系サービスについては、以下のサービスの必要量を見込みます。

- ① 居宅介護（ホームヘルプ）
- ② 重度訪問介護
- ③ 同行援護
- ④ 行動援護
- ⑤ 重度障害者等包括支援

区 分	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	28時間 5 人	34時間 6 人	39時間 7 人	39時間 7 人
同行援護	— —	10時間 1 人	10時間 1 人	10時間 1 人

※「時間」・・・月間の月平均利用時間 「人」・・・月間の月平均利用人数

イ 日中活動系サービス

○日中活動系サービスは、障害のある人の地域や入所施設における日中活動を支援するために必要な量を見込んでいます。

- サービス見込量は、利用者のニーズを勘案して、必要な量を見込んでいます。なお、日中活動系サービスの利用者が居住系サービスを組み合わせて利用する場合は、併せて居住系サービスの必要量を見込んでいます。
- 利用者のニーズと地域の特性に応じた日中活動系サービスを確保するため、複数の日中活動系サービスを提供する多機能型の事業所への移行の周知・支援に努めます。
- 精神障害者について、本人の特性にあったサービス提供を行い、安定した在宅生活を継続できるよう周知・支援に努めます。また、日中活動系サービスの充実のため、地域の実情を踏まえ、多様な事業者の参入の促進を図るとともに、サービス提供に係る人材の確保や質の向上のため、新たに事業者等に配置するサービス管理責任者の研修や従事者の研修の充実等の周知・支援に努めます。
- 日中活動系サービスについては、以下のサービスの必要量を見込みます。

- ① 生活介護
- ② 自立訓練（機能訓練）
- ③ 自立訓練（生活訓練）
- ④ 就労移行支援
- ⑤ 就労継続支援（A型）
- ⑥ 就労継続支援（B型）
- ⑦ 療養介護
- ⑧ 短期入所

区 分	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
生活介護	364人日 17人	364人日 17人	385人日 18人	385人日 18人
自立訓練 （生活訓練）	— —	— —	16人日 1人	16人日 1人
就労移行支援	— —	16人日 1人	16人日 1人	16人日 1人
就労継続支援（B型）	145人日 9人	153人日 9人	170人日 10人	187人日 11人
療養介護	1人	1人	1人	1人
短期入所（福祉型）	10人日 2人	14人日 3人	19人日 4人	19人日 4人

※「人日」・・・「月平均利用人数」×「一人一月あたりの平均利用日数」で算出されるサービス量

ウ 居住系サービス

- 居住系サービスは、地域生活の受け皿となる共同生活援助（グループホーム）と施設入所の利用ニーズを勘案して必要な量を見込んでいます。なお、居住系サービスの利用者が日中活動系サービスを組み合わせて利用する場合は、併せて日中活動系サービスの必要量を見込んでいます。

○施設入所支援については、真に支援を受ける必要のある重度の利用者等に重点化を図りながら、円滑な地域生活への移行を促進します。一方、地域での生活の場となる共同生活援助については、利用ニーズ等を勘案して、計画的な整備も検討します。また、居住系サービスの充実のため、地域の実情を踏まえ、サービス提供に係る人材の確保や質の向上のため、事業者・施設に配置するサービス管理責任者の研修や従事者の研修の充実等の周知・支援に努めます。

○居住系サービスについては、以下のサービスの必要量を見込みます。

① 共同生活援助（グループホーム）

② 施設入所支援

区 分	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
共同生活援助（グループホーム）	6人	6人	6人	5人
施設入所支援	13人	13人	12人	11人

（２）指定相談支援

○利用対象者の範囲の拡大や支給決定プロセスの見直しを勘案して必要量を見込みます。なお、必要量を見込むに当たっては、計画相談支援については、障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者数等を、地域移行支援及び地域定着支援については、施設や精神科病院からの地域移行者数の成果目標等を総合的に勘案して、利用者数の見込みを算定します。

○相談支援については、以下の相談支援の必要量を見込みます。

① 計画相談支援

② 地域相談支援（地域移行支援）

③ 地域相談支援（地域定着支援）

区 分	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画相談支援	8人	8人	7人	6人
地域移行支援	1人	1人	1人	1人
地域定着支援	—	1人	1人	1人

（３）地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害のある人が自立した日常生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者個々のニーズに応じ、日常生活支援等のサービスを提供する事業を実施するもので、事業の見込量については、利用者のニーズを勘案し、地域の実情を踏まえて見込んでいます

1 事業内容

サービス事業名	サ ー ビ ス 内 容
成年後見制度利用支援事業	判断能力が十分でない認知症高齢者・知的障害者・精神障害者の生活の自立援助と福祉増進のために、成年後見、補佐、補助開始審判の請求を行う。
コミュニケーション支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳等の方法により、意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図る。
日常生活用具給付等事業	重度の障害のある人に対し、介護・訓練支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与すること等により、日常生活を支援する。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人に対し、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促す。
日中一時支援事業	障害のある人の日中における活動の場を確保するとともに、家族の就労支援や家族介護者の一時的な休息を図る。
スポーツ・レクリエーション 開催事業	スポーツ・芸術文化活動等を行うことにより、障害者の社会参加を促進する。

2 事業見込量

区 分	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
成年後見制度利用支援事業	2 人	1 人	1 人	1 人
コミュニケーション支援事業	0 人	0 人	1 人	1 人
日常生活用具給付事業	60件	60件	72件	84件
移動支援事業	49時間 2 人	70時間 3 人	98時間 3 人	98時間 3 人
日中一時支援事業	55回 1 人	75回 2 人	95回 3 人	95回 3 人
スポーツ・レクリエーション 開催事業	201人	210人	210人	210人

※年間延べ数

②児童福祉サービス見込み量

1 障害児通所支援

障害児通所支援については、未就学児対象、未就学児・就学児対象、就学児対象サービスの3つに区分して必要量を見込みます。

サービス量を見込むに当たっては、平成28年度までの実績を踏まえ、現在の利用者を基礎として、今後の利用者のニーズ、就学児見込み数などを勘案し、地域の実状を踏まえて見込んだサービス量を設定しています。

ア 未就学児対象サービス

○未就学児対象サービスについては、療育相談等で把握している対象者等、保健師や関係機関等との連携により、対象者数および以下のサービスの必要量を見込みます。

児童発達支援（福祉型）

区 分	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
児童発達支援 （福祉型）	23時間 2 人	59時間 5 人	47時間 4 人	47時間 4 人

※「時間」・・・月間の月平均利用時間 「人」・・・月間の月平均利用人数

イ 未就学児・就学児対象サービス

○未就学児・就学児対象サービスについては、就学予定児童の把握や、療育相談等で把握している対象者等、保健師や関係機関等との連携により、対象者数および以下のサービスの必要量を見込みます。

保育所等訪問支援

区 分	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
保育所等訪問支援	2 時間 2 人	2 時間 2 人	2 時間 2 人	2 時間 2 人

ウ 就学児対象サービス

○就学児対象サービスについては、就学予定児童や、夏・冬の長期休みの間の利用希望、児童クラブとの併用の有無などを勘案し、学校等関係機関との情報連携しながら、対象者数および以下のサービスの必要量を見込みます。

放課後等デイサービス

区 分	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
放課後等 デイサービス	6 時間 3 人	1 1 時間 6 人	1 7 時間 9 人	1 9 時間 1 0 人

2 指定障害児相談支援

○サービス量を見込むに当たっては、平成 28 年度までの実績を踏まえ、現在の利用者を基礎として、今後の利用者のニーズ、就学児見込み数などを踏まえて見込んだサービス量を設定しています。

障害児相談支援

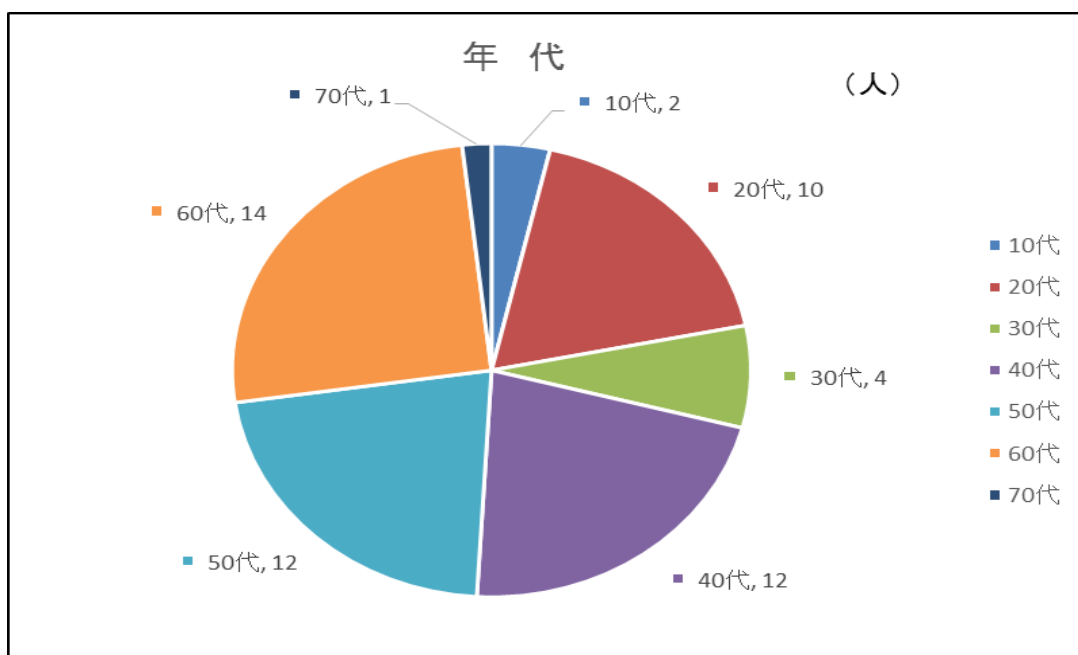
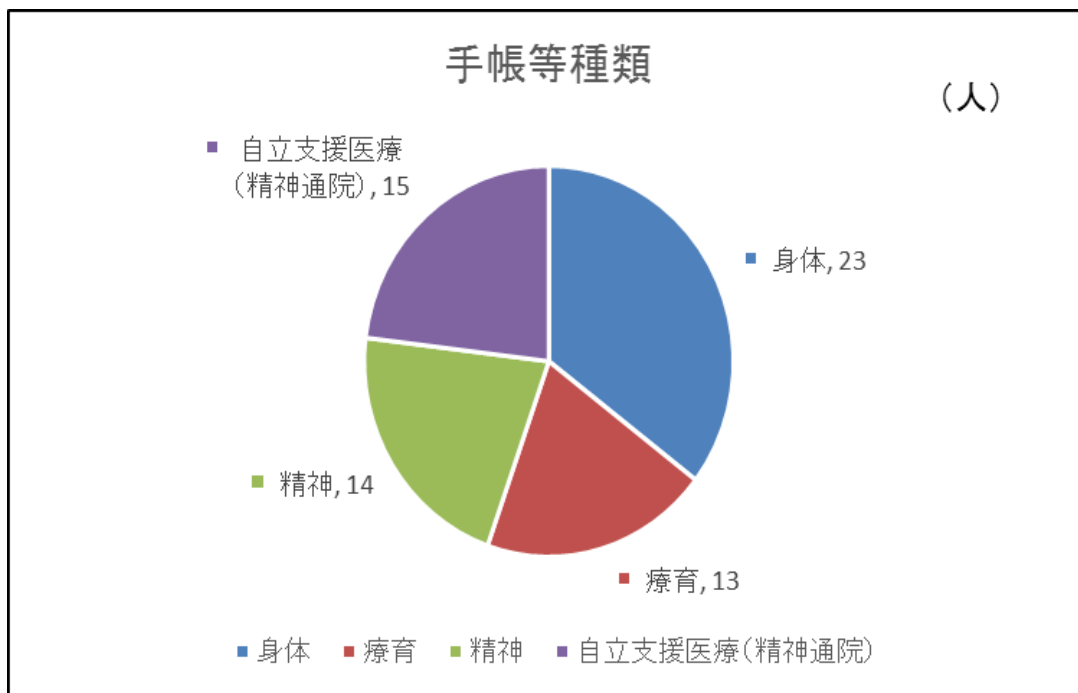
区 分	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
障害児相談支援	2 人	3 人	5 人	6 人

5 日常生活調査結果の集計

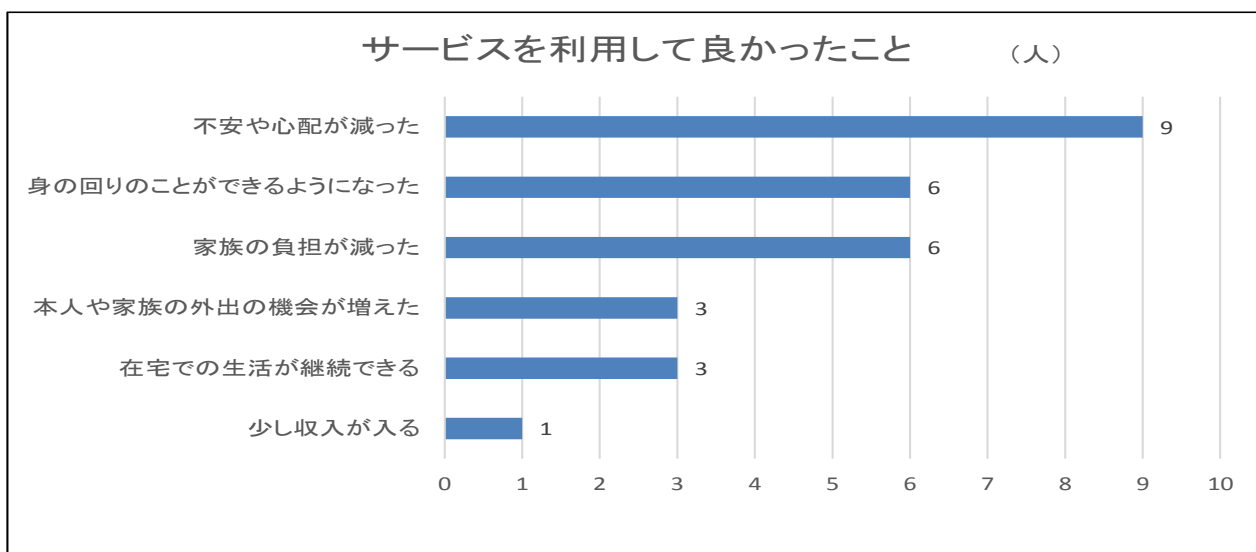
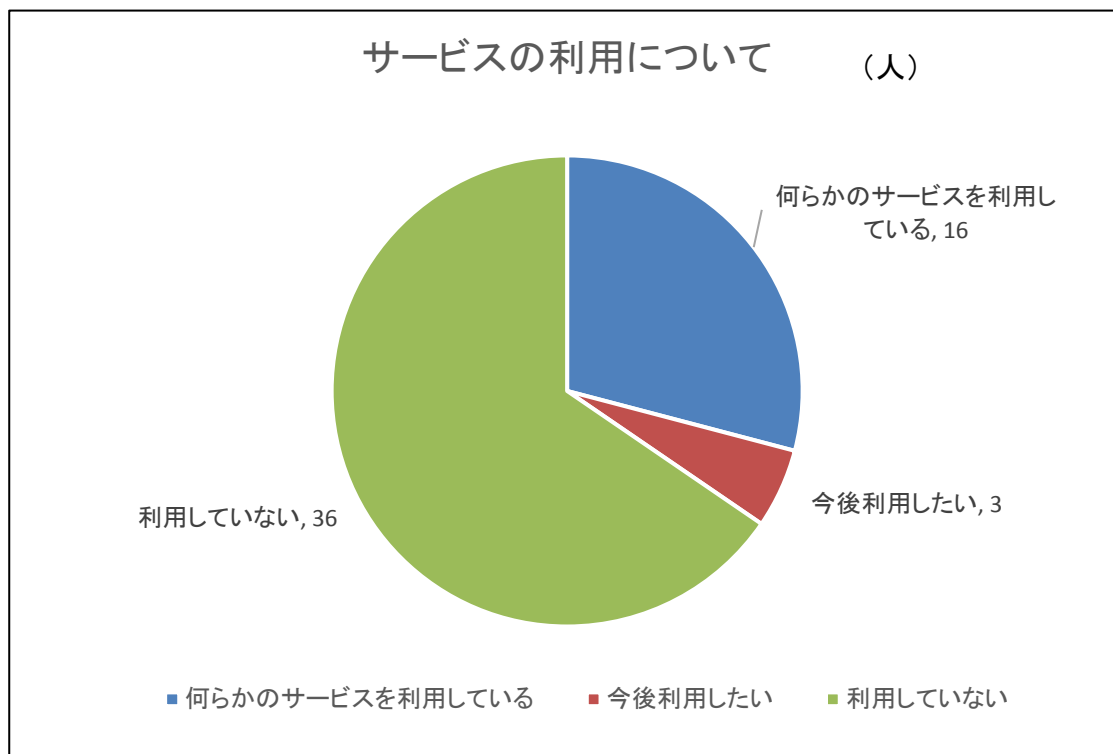
障害者調査

調査対象（平成 29 年 6 月 1 日現在）

- ・平成 29 年度末までに 19 歳に到達する方から 65 歳未満の方で、障害者手帳（身体・療育・精神）をお持ちの方や障害福祉サービスを利用している方。
- ・在宅で 65 歳以上の障害福祉サービスを利用されている方。



○障害福祉サービスについて



サービスを利用して不満な点

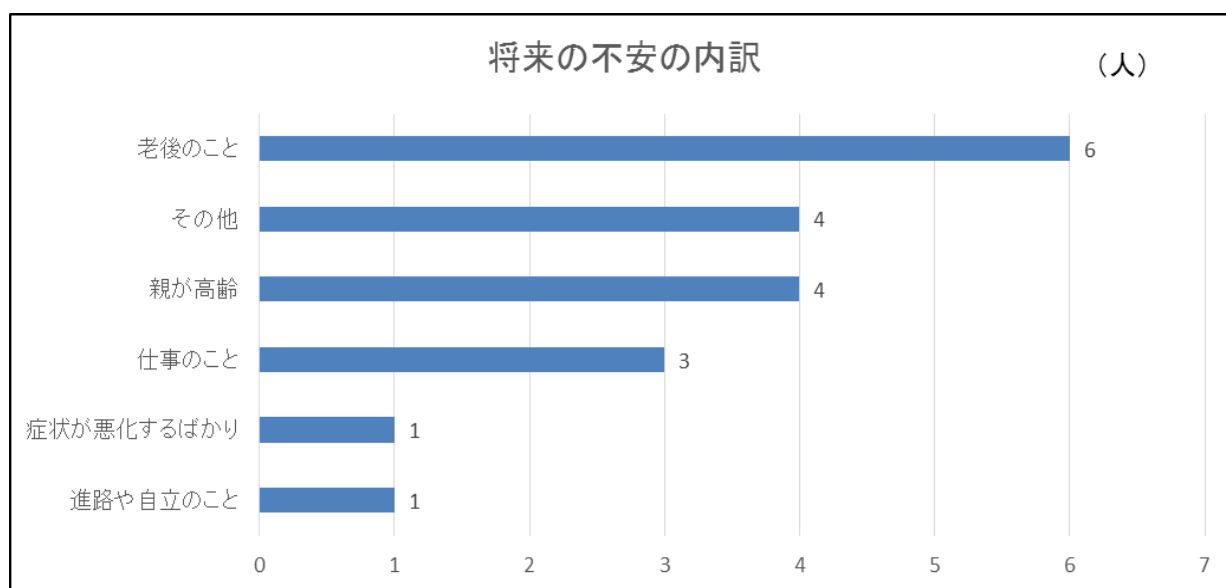
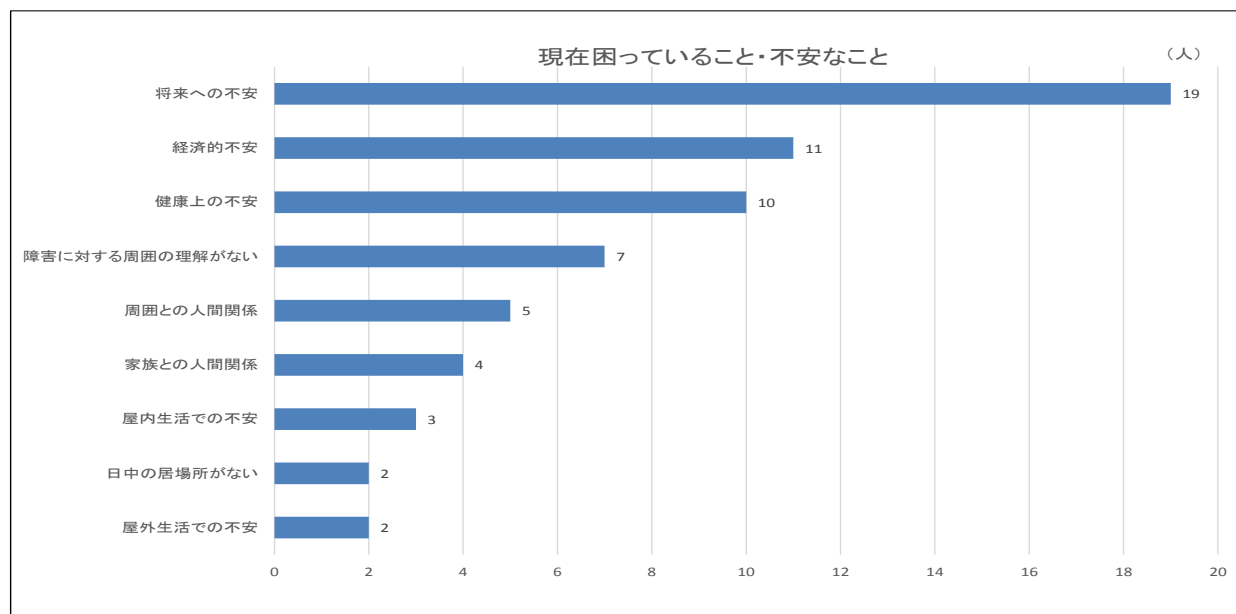
- ・希望する時間帯のサービスが受けれない 2人
- ・近くにサービスを提供する事業者がない 2人
- ・利用料の負担が多い 1人

現状と課題

- ・サービスを利用者はほとんどの方が何らかの満足を感じているが、その2倍以上の方がサービスを利用していない。サービスが必要だが、利用できていない人がいる可能性が高い。

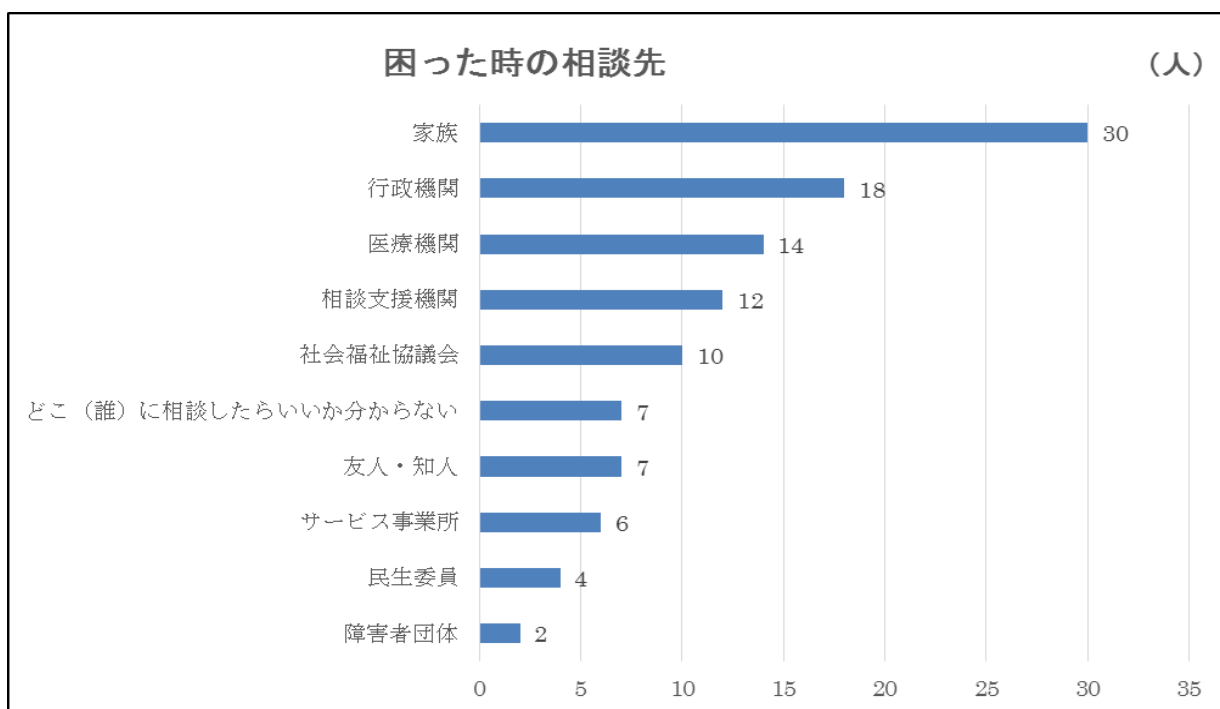
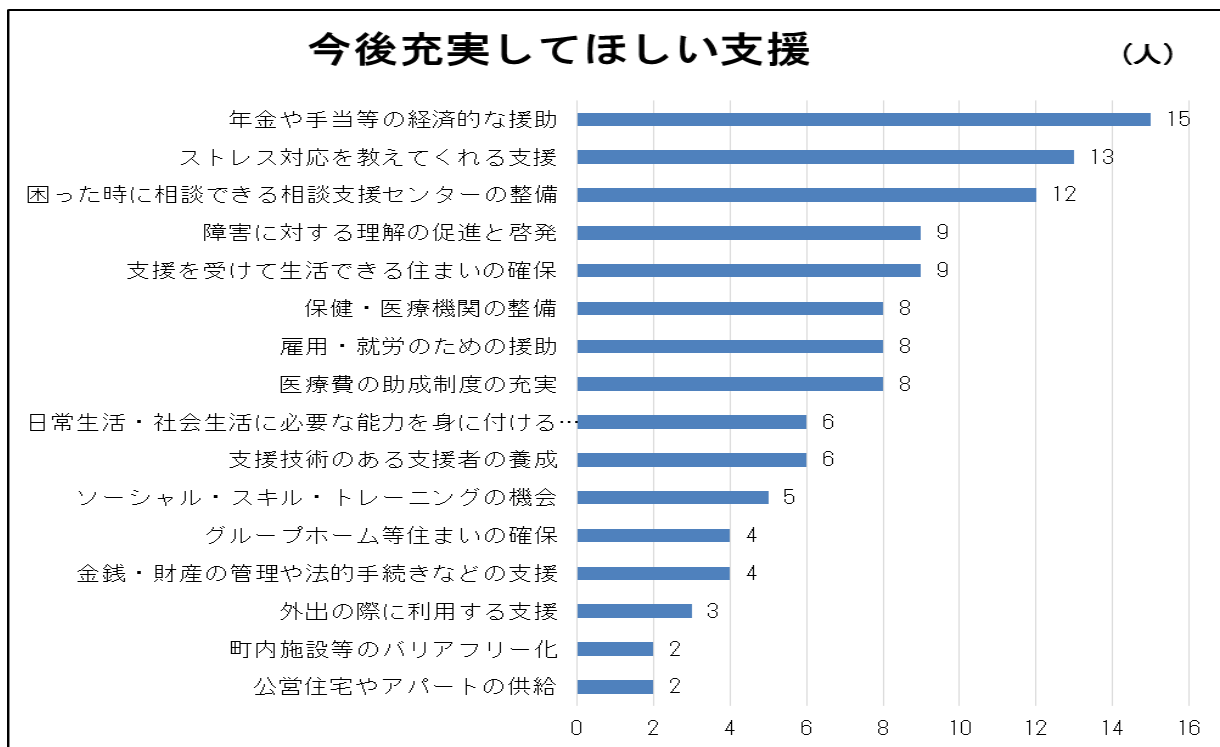
●適切なサービス調整を行い、サービス利用につなげることが必要

○これからのニーズについて



現状と課題

- ・老後のことと経済的不安が多い。また自分の障害について、周囲に理解されていないと感じている人も多い。
- 積極的な社会参加を継続することにより、社会的孤立を防ぎ、関係相談機関や地域住民の方等といつでも相談できる体制を構築しておく。
- できるだけ早期からの就労訓練等による自立支援により少しでも経済的な自立を目指す。
- 障害に対する継続的な啓発、関係機関と連携した周知啓発を行う。



現状と課題

- ・将来的な経済面の支援や相談機関整備、障害への理解促進啓発などのニーズが高い。
- ・ストレス対応や、ソーシャルスキルトレーニングなど将来的な自立に向けた意見も多かった。
- 年金や手当等経済に関する事は定期的に広報による周知等行う。
- 阿武町総合相談センターの相談機能強化を推進する。
- 障害に対する継続的な啓発、関係機関と連携した周知啓発を行う。

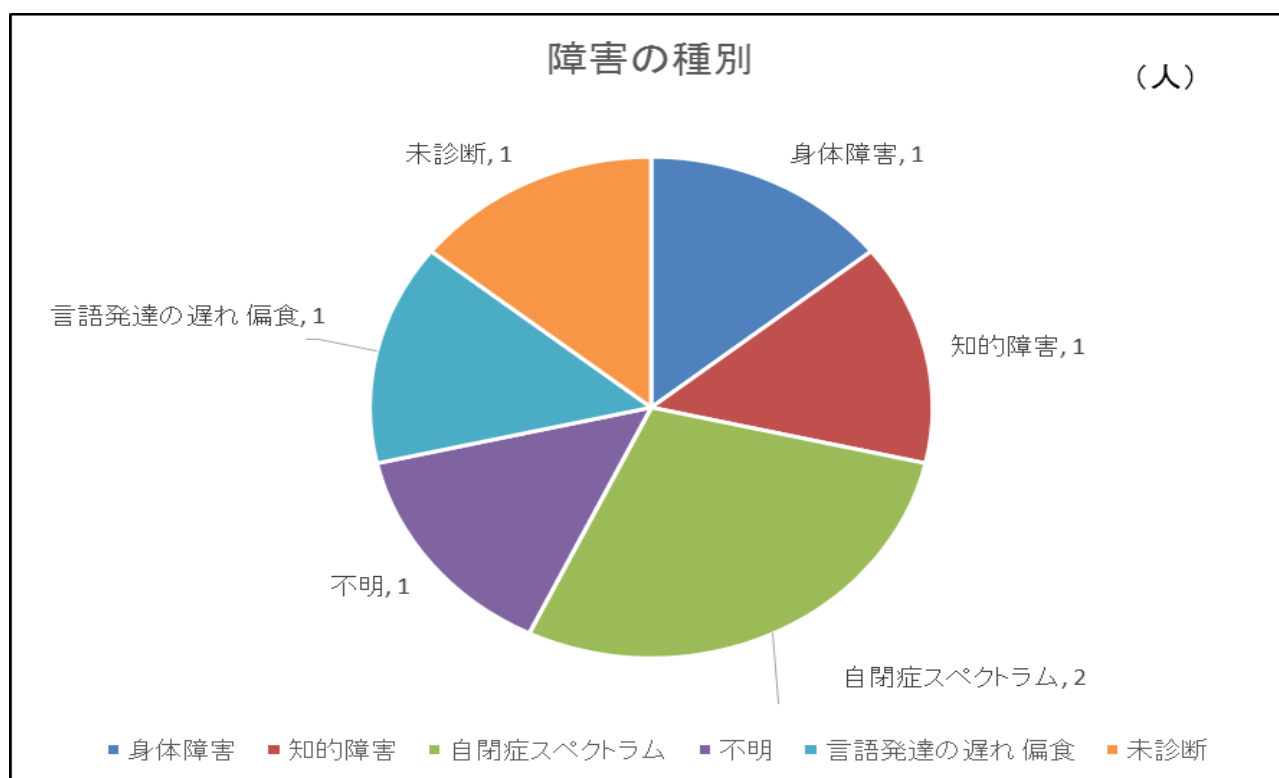
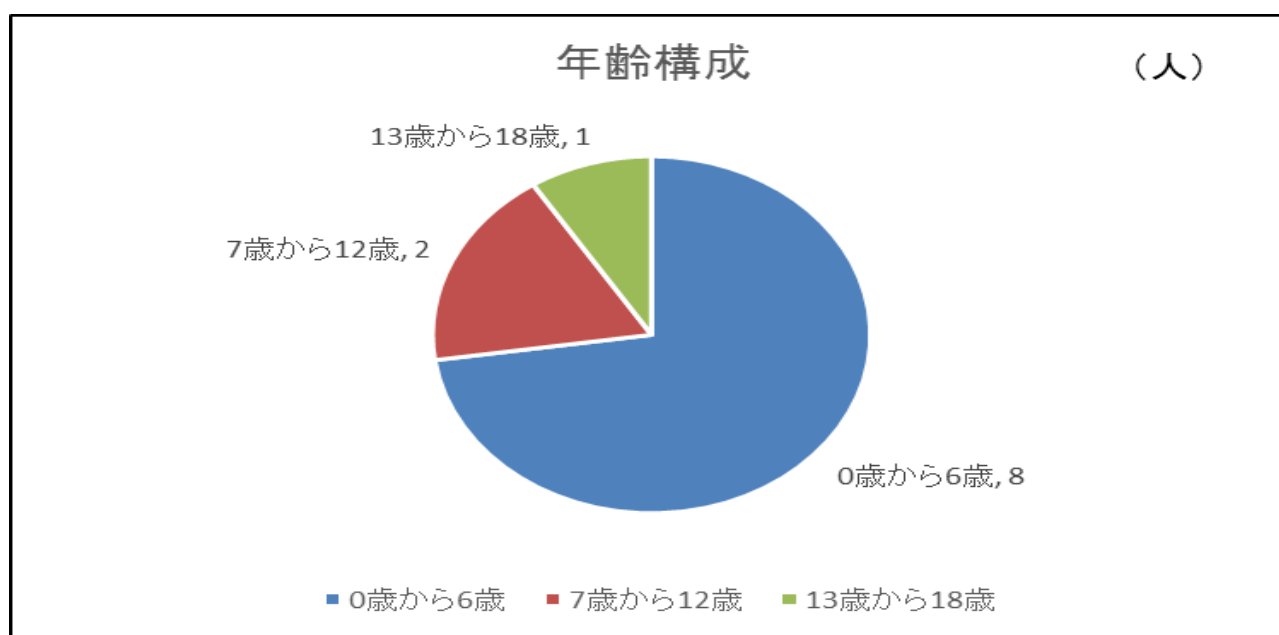
障害児調査

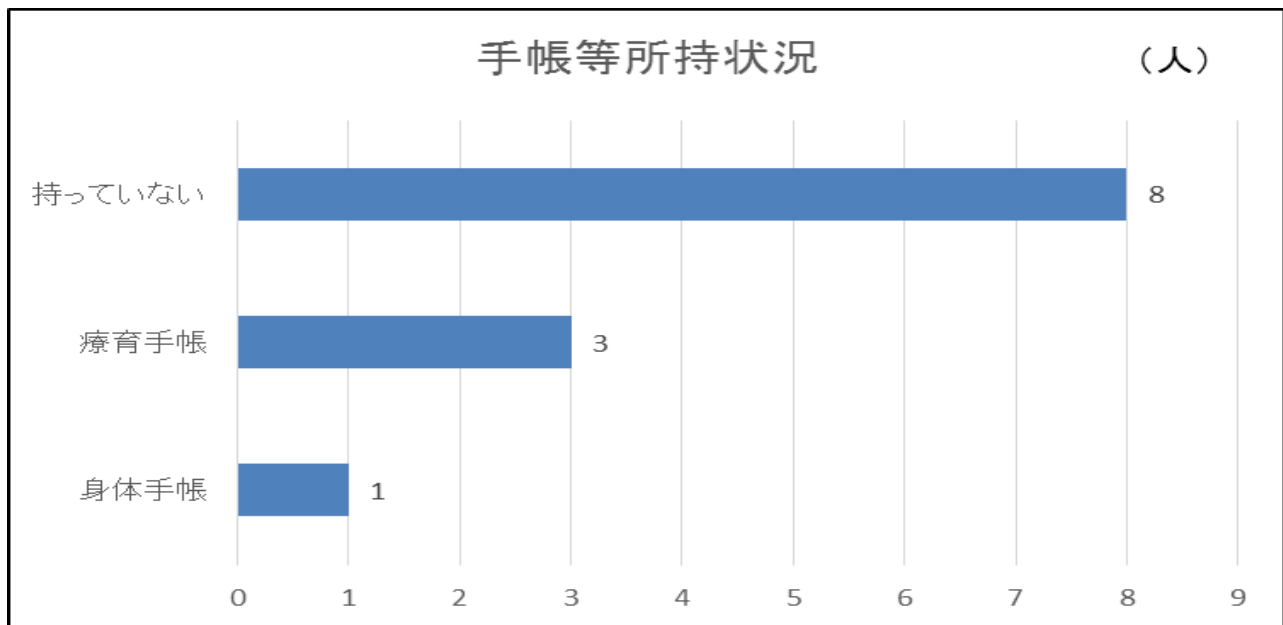
調査対象（平成 29 年 6 月 1 日現在）

- ・ 在宅で 0 歳から平成 29 年度末までに 18 歳に到達する方で、障害者手帳（身体・療育・精神）をお持ちの方や児童福祉サービス等を利用している方（過去に利用したことがある方を含む）。

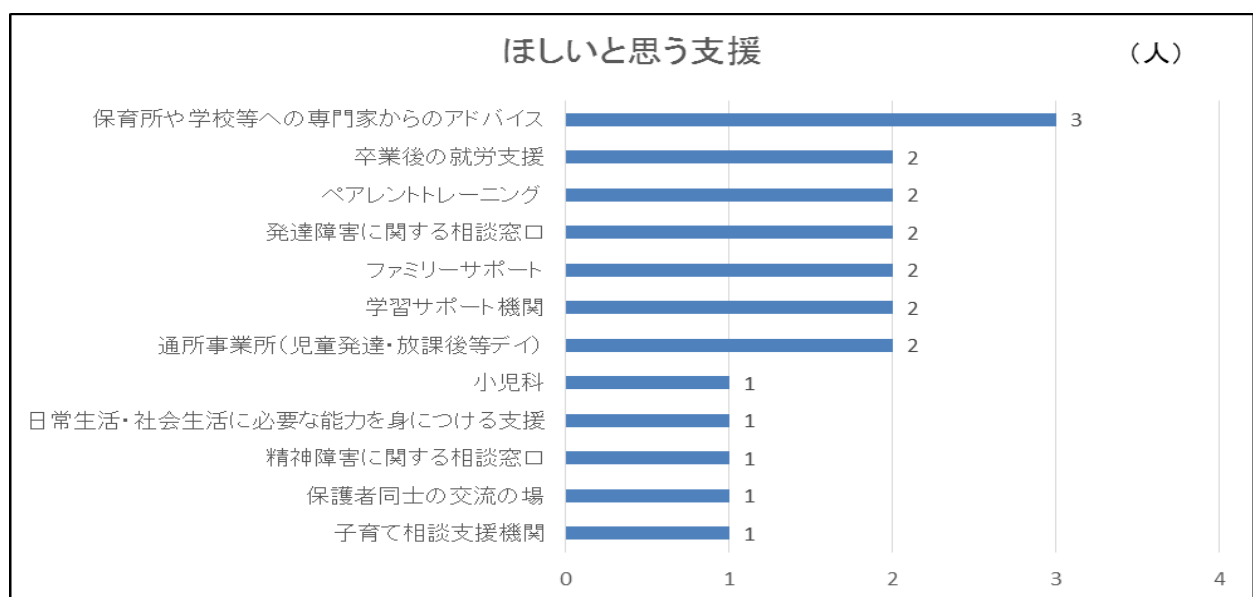
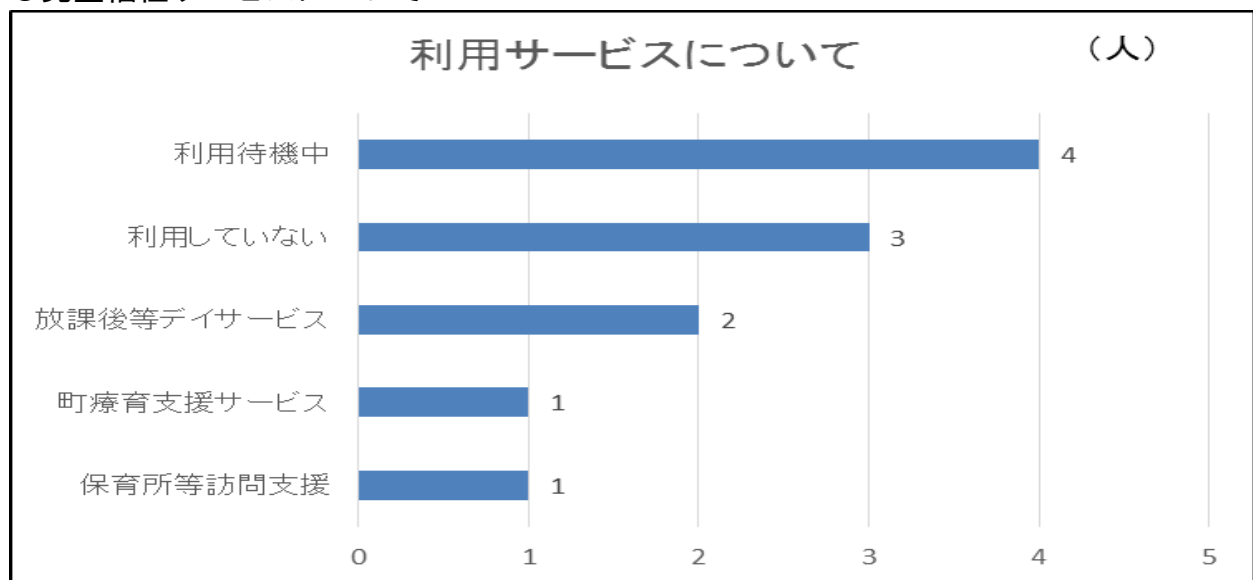
16 人中、11 人回答（68.7%）

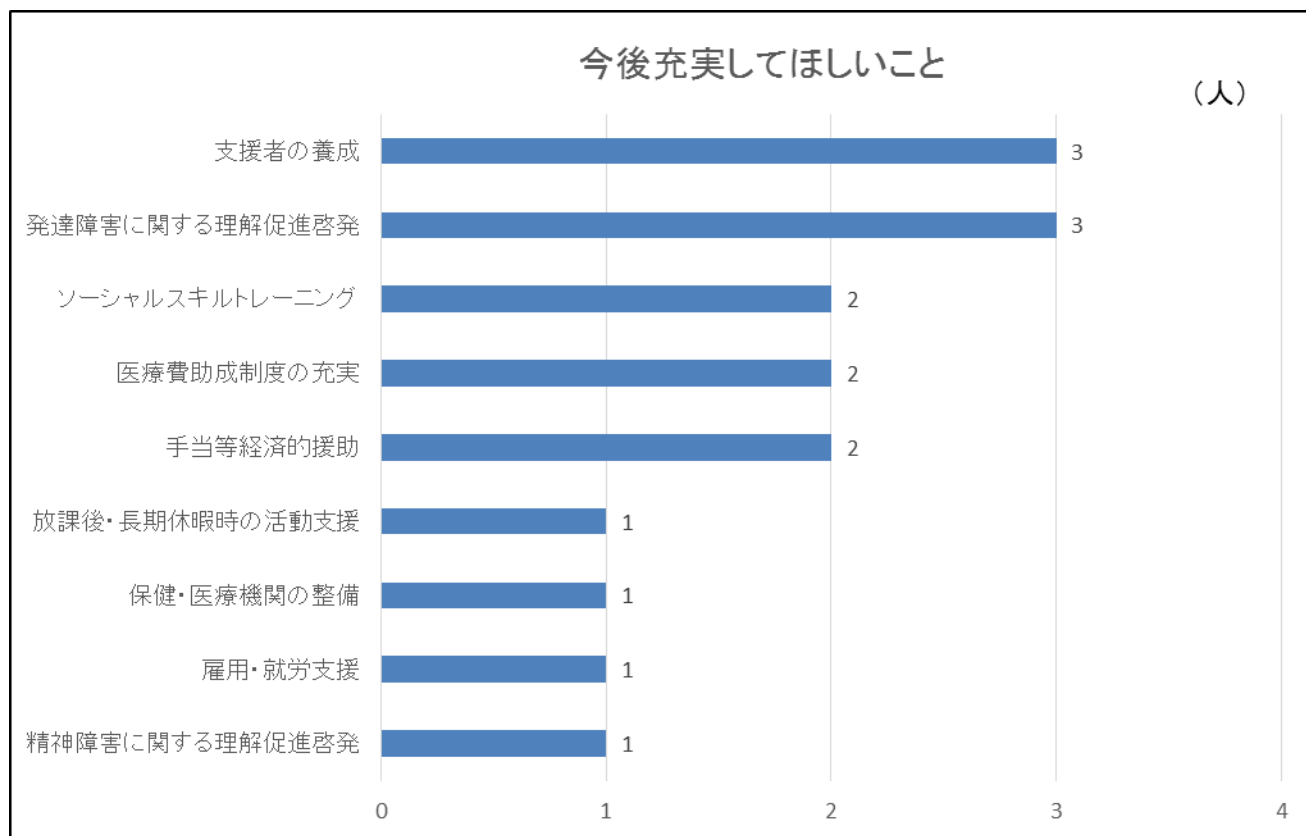
○回答者状況





○児童福祉サービスについて





意見

- ・雨の日でも自由に遊べる場所がほしい。例えば体育館の自由開放などできないだろうか。(○曜日の AM など) ボールがあれば自由に走り回れる
- ・町の療育支援事業を 2 回/月利用できるとか、阿武町で保育士を雇って個別指導をしてもらえないか。
- ・運動が苦手なので保育園で平均台や他の運動をする時間を増やしてもらいたい。

現状と課題

- ・支援を受けたいが、ニーズが高く待機状態になっている。
- ・手帳等もっていない方も多く、保護者の障害受容が上手く行かず、申請につながっていないケースも多い。

- 支援者の養成と、障害に対する理解促進啓発を推進する。
- 他職種が連携しながら、保護者の相談がどこでも受けれるよう、関係機関で情報共有を行う。
- 就学後も担当が情報把握できるよう、教育機関との情報連携を強化する。

第2章 計画の基本理念と施策体系

1 基本理念

◎ 地域での協働・支え合い

障害の有無にかかわらず誰もが住み慣れた家庭や地域で自立し安心して暮らすことができる、思いやりの心に満ちた、ふれあい豊かな、みんなが協働し、支え合う社会の実現を目指します。

◎ 就労・自立・社会参加の支援

障害のある人が、生涯を通じて、就労をはじめとした様々な社会経済活動に積極的に参加し、個性を発揮しながら、地域でいきいきと暮らすことができる社会の実現を目指します。

◎ 主体性・選択性の尊重

障害のある人が、一人一人のライフスタイルに応じ、多様な選択肢の中から、自らの生活を自らの意思で選択・決定していくことができる社会の実現を目指します。

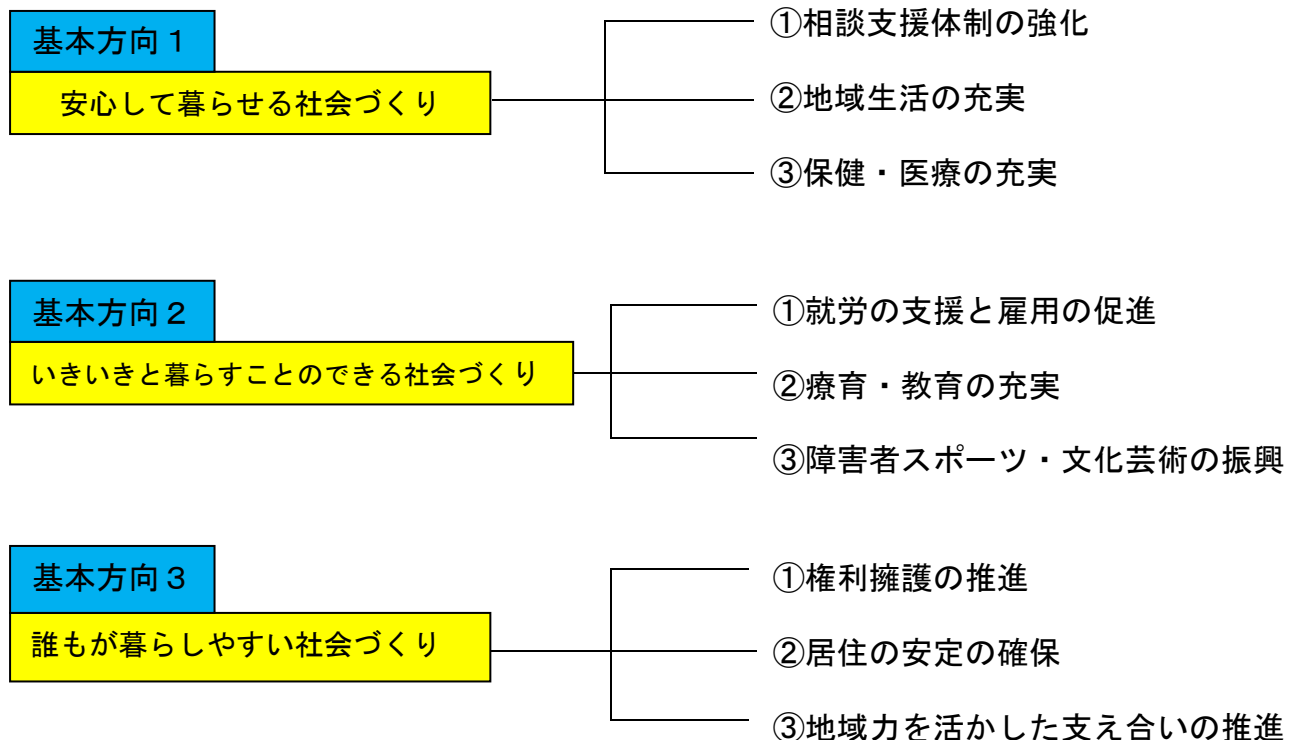
2 基本目標

『障害のある人が住み慣れた地域で自立し安心して生活できる社会の実現』

3 施策体系

【基本方向】

【具体的な推進方向】



基本方向1 安心して暮らせる社会づくり

障害の有無にかかわらず誰もが住み慣れた家庭や地域で自立し安心して暮らすことができる、思いやりの心に満ちた、ふれあい豊かな、みんなが協働し支え合う、社会の実現を目指します。

1 相談支援体制の強化

現状と課題

- 近年、様々な分野の課題が絡み合って社会的孤立状態にあるなどの、特別な支援を必要とする人や、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とするなど、対応が困難なケースが浮き彫りとなってきています。
- 今回県が公表したアンケート調査結果（H29.12月）では、在宅生活を継続するために必要な（利用したい）支援・サービスについて、「困った時にすぐに相談できる場所や人（19.2%）」が最も多く、日ごろから相談支援機関等の関係機関と気軽に相談できる関係を築いておくことが必要です。
- 入院中の精神障害者が退院後も安心して在宅生活が継続できるよう、地域相談支援サービスの利用が進んでおり、今後も相談支援体制の強化が必要です。
- 障害のある人が身近な地域で安心して相談し、必要なサービスが受けられるよう、相談支援体制の強化を図る必要があります。このため、相談支援事業所や町、健康福祉センターなどの相談機関や、地域住民をはじめとして身近な相談役である民生委員・児童委員、障害者相談員（身体・知的）との連携を図ることが求められています。
- 障害のある人の様々なニーズに対応し、医療、福祉、教育、労働などの機関が、地域ごとの課題に対し協働して解決方策の検討を行う「阿武町地域福祉運営協議会」の充実が求められています。

施策の方向

（1）身近な地域における相談支援の充実

- 地域住民が自主的に地域生活課題を把握できる体制構築を行い、対象者の早期発見と早期の連携を図ります。
- あらゆる福祉課題に対応できるよう、阿武町総合相談センターを中心に、各ケースに応じ、行政、医療機関等が連携をとれるような体制作りを継続します。

（2）専門性の高い相談支援の確保

- 精神障害、発達障害、高次脳機能障害等の特性や支援技法等の理解を深め、様々なケースにも柔軟に対応できるよう、相談業務従事者の養成研修等による人材育成を行います。

2 地域生活の充実

現状と課題

- 障害の有無にかかわらず、誰もが地域で自立し安心して暮らすことのできる社会作りを進めていくため、これまでも入所施設・病院から地域生活への移行支援や在宅生活を支える福祉サービスの充実、住居の確保などに取り組んできていますが、今後においても、こうした取組をなお一層推進することが必要です。
- 介護保険優先原則の下では、障害者が65歳になって介護保険の被保険者となった際に、使い慣れた障害福祉サービス事業所を利用できなくなるケースがあり、同一の事業所で一体的に介護保険と障害福祉のサービスを提供する共生型サービスの推進が必要です。
- 一般住宅（公営住宅及び民間賃貸住宅）への入居支援や緊急時のサポートを行うため、「住宅入居等支援事業（居住サポート事業）」の普及・充実が求められています。
- 障害のある人の地域生活を支える訪問系サービス、ショートステイ、日中活動系サービスなどの利用者は増加しており、引き続き、地域のニーズや実情に即したサービス提供体制の整備を進める必要があります。
- 入院中の精神障害のある方の地域移行を進めるにあたっては、地域住民等の理解の促進をはじめ、退院後、本人の段階にあった福祉サービスの提供等、在宅生活を継続していく観点からの取り組みを推進できるよう、関係者同士の連携した支援が必要です。

施策の方向

（1）障害福祉サービスの充実

- 高齢者、障害者児などの多様な利用者が、住み慣れた家庭や地域で自立し安心して暮らすことができるよう、同一の事業所で一体的にサービスを提供する共生型サービスの提供体制づくりを推進します。
- 県と町がそれぞれの役割に応じ、障害のある人のニーズを踏まえ、地域の実状に応じた地域生活支援事業の充実を図ります。

（2）住まいの確保

- 障害のある人等の公営住宅への入居について配慮するとともに、障害のある人が安心して快適に生活できるよう配慮した仕様とし、また、既存の住宅についても必要に応じ、障害の特性・程度に対応した改造を行います。
- 障害のある人が住み慣れた地域で、自立し充実した生活を送ることができるよう、生活拠点となるグループホームなどについて地域的なバランスや質の確保等に配慮しながら整備を検討します。

（3）退院可能な精神障害者の地域生活移行への支援

- 退院可能な精神障害者が、退院後も孤立せず地域で自立した生活ができるよう、

福祉サービス事業所等の体験利用等、社会参加の場を確保し、本人の段階にあった在宅生活継続のための体制づくりと必要なサービスの充実、利用促進を継続します。

○ 精神科病院、施設、町、保健所、相談支援事業所などの関係機関と連携しながら、精神障害者の地域生活への移行支援と退院後の生活の安定を図ります。

○ 地域生活への円滑な移行を図るため、地域住民の理解促進に努めます。

3 保健・医療の充実

現状と課題

○ 障害の原因となる疾病等の予防や療育支援が必要な児童の早期発見・早期の適切な療育支援サービスの導入を進めるとともに、適切な保健・医療サービスを提供し生活の質を高めることが重要です。

○ 脳血管疾患や糖尿病等の生活習慣病を予防するため、健康づくりの普及啓発や健康診査・保健指導などを推進することとしており、関係機関の連携の下に一層の取り組みが求められています。

○ 出生から乳幼児までの時期は、不慮の事故が発生しやすく、また、子どもの成長の過程で何らかの発達の遅れや障害が発見される場合があります。このため、障害の原因となる疾患の予防や障害の早期発見の取り組みを進めることが重要です。

○ 「心の健康」をはじめとする精神の健康の維持・向上を図るためには、予防、早期発見、早期治療、社会復帰の促進が必要です。現在、困難ケースについては、萩健康福祉センターと連携を取りながら対応しています。障害者に対しては阿武町地域活動支援センターで自立に向けた支援を行っています。

○ 生活困窮やごみ屋敷問題等、制度範囲外の問題などの困難ケースが増加しており、特別な支援を必要とする人が増えています。またひきこもりや職場のストレスなど心の健康に関する問題が増加しており、心の健康づくりを推進していくことが必要です。

○ 医療的ケア児や難病患者等に対しては、早期の段階から病状や状況に応じた適切な支援が行われることが必要です。特に、重症心身障害児や重症難病患者等に対して、ニーズに沿った対応ができるよう、サービスの一層の充実を図るとともに、必要な入院・在宅医療が確保できる体制整備が重要となっています。

施策の方向

(1) 疾病等の発生予防

○ 生活習慣病の予防のため、「ハッピーあぶ町健康プラン」に基づく健康づくりを積極的に展開し、町民の健康を支援する社会環境づくりや地域活動の推進に努めます。

○ 障害のある人や高齢者が、住み慣れた地域で安全かつ安心して生活していくためには、寝たきりや要介護状態にならないよう生活機能の維持向上を図る必要があるため、地域における支援体制の整備を推進します。

○ 妊産婦や乳幼児に対する健康教育・健康相談、健康診査、療育相談等の適切な推進を図り、障害児を早期に発見し、早期に適切な療育等を提供するため、関係機関の連携による啓発・フォローアップ体制も確立します。

○ 学校、職域、地域における健康診査等の適切な実施、疾患等に関する相談、カウンセリング等の提供機会の充実を図ります。

(2) 精神保健対策の推進

○ 心の健康に関する知識の普及・啓発や相談体制の充実を図るとともに、ひきこもりや不登校等の心の問題への対応については、地域住民と医療・保健・福祉・教育・労働等の関係機関が連携して総合的、横断的な取り組みを進めます。

○ うつ病等精神疾患の正しい理解の促進やアフターケア対策などの取り組みを促進します。

○ 地域で生活する精神障害者を支援するため、精神通院医療の活用を図り、精神科デイケアや訪問看護等を含め通院医療の充実を促進します。

(3) 困難ケースへの対応

○ 生活困窮やごみ屋敷問題等、制度範囲外の問題など特別な支援を必要とする人への対応については、家族、地域住民、各部署や各関係機関等が連携して、総合的、横断的な取り組みを進めます。

○ 地域で生活する難病患者や家族の生活の質の向上を図るため、健康福祉センターと連携を取りながら、相談事業や訪問指導等を行い、在宅療養を支援します。

○ 神経難病等の重症難病患者に対して、適時適切に病床や医療の提供を行うことができるよう、関係者機関とのネットワークの推進を図ります。

○ 医療的ケア児や難病患者等の病状等に応じ、保健・医療・福祉サービスが適時適切に提供されるよう、健康福祉センターや町等関係機関の連携の下、サービス調整の強化を図ります。

重点的な取組

重点的な取組
◆ 相談支援事業所を中心とした地域住民を含めた関係機関のネットワークの充実
◆ 制度の谷間にある問題に対する、地域住民を含めた各関係機関の横断的な連携の構築
◆ 阿武町地域福祉運営協議会の活性化
◆ 地域の実情に応じた、サービスの充実と質の向上
◆ 退院後の生活支援の充実

障害のある人が、生涯を通じて、就労をはじめとした様々な社会経済活動に積極的に参加し、個性を発揮しながら、地域でいきいきと暮らすことができる社会の実現を目指します。

1 就労の支援と雇用の促進

現状と課題

- 障害のある人が地域で自立して生活し、また、その生活の質を向上させるためには、「活動の場」、「働く場」が確保されることが重要です。平成 28 年 4 月には町内初の就労継続支援事業所が開設され、「働く場」の支援体制が強化されました。
- 就労継続支援事業所の利用者が地域生活に必要な工賃水準を確保するために平成 24 年 7 月に策定した「山口県工賃向上計画」に基づき、目標工賃達成に向け、施設等の工賃水準向上に向けた取組を加速化する必要があります。
- 障害のある人のライフステージに応じた就労を支援するためには、教育、労働及び福祉等の連携の強化・充実が必要です。
- 精神障害者・児、発達障害者・児の就労を促進していくためには、地域や企業の理解とともに、その特性に応じた就労支援を行っていく必要があります。
- 障害のある人の就職件数も、近年の障害のある人の自立意識の高まりとノーマライゼーションの理念の浸透などにより、伸び続けていますが、障害の重度化・重複化が進んでおり、障害を取り巻く環境は依然として厳しいものとなっています。
- 障害者雇用促進法の改正により、中小企業における障害者雇用の促進や短時間労働に対応した雇用率制度の見直しが行われることから、地域の身近な雇用の場である中小企業等における理解の促進を図る必要があります。

施策の方向

(1) 就労に向けた支援

- 障害のある人の適性や能力に応じた作業や日中活動が安定的に行われるよう、また退院後の精神障害者等の社会参加の場として、地域活動支援センターの安定した運営を図ります。
- 「障害者優先調達推進法（平成 25 年 4 月）」により拡大が期待される官公需の優先発注や企業等からの受注の促進など、受注・販売力の強化を図ります。
- 福祉施設から一般企業への就労を促進するため、支援者、家族等の意識をさらに高めるとともに、就労移行支援事業所等における就労支援制度の周知を図り、一般企業への就労へ繋がるよう支援します。

(2) 障害者雇用の促進

- 障害のある人の就労体験の場づくりの拡大と障害のある人の雇用への理解の促進を図ります。

- 就労希望相談については、障害者就業支援センターほっとわーくやハローワークと連携を取りながら、早期の就労につながるよう、的確な情報提供を行います。
- 障害のある人の雇用を進めるとともに、企業等への意識啓発を図ります。
- 就業面・生活面の一体的支援を行うため、労働・保健福祉・教育等の関係機関のネットワークによる支援体制の強化に努めます。

2 療養・教育の充実

現状と課題

- 乳幼児における障害の早期発見、早期療育を推進するため、医療・福祉・教育などの関係機関と連携して、相談から診断・治療、療育まで一貫した支援を行う「総合療育システム」を推進しています。
- 子ども発達支援センターや放課後等デイサービス事業所などでは、障害のある幼児等の状態に応じた指導や療育サービスの提供を進めています。また、保護者や家族からの相談に応じ指導を行うなど、家庭で適切な療育が行われるよう支援しています。
- 地域の保育園において、障害のある幼児の受け入れが行われており、保育所等訪問支援サービスにより、保育園利用時に、子ども発達支援センターの専門職員の療育指導が受けられるよう支援しています。
- 学校教育に円滑につなぐため、就学前児童で療育支援が必要な児童に関しては、町学校医、圏域の地域コーディネーターや菟児童相談所心理士、保育園・小学校・中学校の職員や教育委員会、民生課担当職員が参加する、教育支援委員会において、情報共有を図っています。
- 小学校においては平成 29 年度より通級指導が始まりました。これにより、通常の学級に在籍する発達障害等の特別な支援を必要とする児童生徒に対する指導・支援が行われています。
- 小・中学校管理職への研修等を通して、学校運営上に特別支援教育を明確に位置づけ、学校教育全体における理解と認識が深まるよう取り組みを進めています。
- 放課後、長期休業中など学校生活以外の時間において、障害のある児童生徒の活動の場が適切に確保されるよう、福祉・教育が連携した対応が求められています。

施策の方向

(1) 就学前療育・教育の充実

- 発達が気になる段階からの療育支援が重要であることから、保護者が気軽に相談できるような体制を図ります。
- 初期相談から就学まで一貫した支援を図るため、総合療育システム（児童相談所）保育所、学校との連携を一層強化します。
- 障害のある幼児が適切な療育サービスを利用できるよう、地域の実情等も踏まえながら、児童発達支援事業所や保育所等訪問支援、放課後等デイサービスなどサービ

ス提供体制の整備を進めます。

○ 保育所において障害のある幼児の受け入れが円滑に進むよう、保育所等訪問支援サービスの利用をすすめます。

○ 就学指導に当たっては、町教育委員会が早期から相談支援を行えるよう、関係機関との連携強化を図ります。また、就学指導委員会で就学先を決定する際には、保護者及び専門家の意見を聴くとともに、保護者に対し情報の提供に努めます。

(2) 義務教育段階の教育の充実

○ 障害の多様化に対応できるよう、一人ひとりの児童生徒の状況に応じた個別の指導計画・教育支援計画の作成により、きめ細かく教育内容や方法等の改善を図るなど、特別支援教育の質的充実を継続します。

○ 小・中学校管理職への研修等を通して、学校運営上に特別支援教育を明確に位置づけ、学校教育全体における理解と認識が深まるよう取り組みを進めています。

○ 放課後、長期休業中など学校生活以外の時間において、障害のある児童生徒の活動の場が適切に確保されるよう、福祉・教育が連携した対応が求められています。

○ 地域社会や保育所、小・中学校、高等学校等で、障害に対する理解や認識が深まるよう、特別支援学校や特別支援学級等との交流や共同学習を進めます。

○ 障害のある児童生徒の放課後や学校休業日等の対応を図るため、児童クラブへの受け入れや日中一時支援等のサービスを充実します。

○ 卒業後の地域での生活がより円滑に営めるよう、在学中から学校教育関係者と卒業後の地域での支援を担当する福祉・労働関係者等が連携して、地域での支援を準備できるような体制づくりに努めます。

(3) 障害の理解・啓発の推進

○ 発達障害や自閉スペクトラム障害等の広報周知等を行い、未就学児および就学児等の保護者に対する理解・啓発を推進します。

3 障害者スポーツ・文化芸術の振興

現状と課題

○ 障害者スポーツや文化芸術活動の振興により、障害のある人の能力や才能が発揮できる場が拡大し、社会参加の促進が進んできています。

○ 障害のある人が希望やニーズに応じてスポーツに参加できるよう、ハード・ソフト両面からのバリアフリー化など、参加しやすい環境づくりを進めていくことが必要です。

○ 障害者芸術文化祭への作品出典や出演、身近な地域で開催される文化芸術講座の受講などにより、多くの障害のある人が文化芸術に触れています。

施策の方向

(1) 障害者スポーツの普及と参加しやすい環境づくりの推進

- 障害者ソフトボール大会を通じて障害者スポーツの普及が図られ、今後もスポーツの普及と参加しやすい環境整備を促進します。
- 「町福祉スポーツ大会」等の開催により、障害者スポーツの普及を図ります。
- 障害のある人が生涯を通じてスポーツを楽しむことができるよう、各種スポーツ大会の開催や毎年開催される、全国障害者スポーツ大会の周知啓発や、障害者用スポーツ種目の普及の実現に向け、身近な地域で一人ひとりが自分にあった活動の場を自由に選択し、気軽に取り組めるよう環境づくりを整備します。

(2) 障害のある人を含めた町民誰もが参加できる身近な文化芸術活動の充実

- 地域において、障害のある人を含めた町民誰もがレクリエーションや文化芸術活動に参加することができる機会の充実を図り、その活動成果を周知し、障害のある人の文化芸術活動等に対する町民の意識啓発にも努めます。
- 障害のある人の創作活動等の発表の場と芸術文化の鑑賞機会を提供するとともに、町民だれもが芸術文化にふれ、障害のある人との交流を促進します。

重点的な取組

重点的な取組
◆ 地域における障害のある人の就業生活を支援 ◆ 乳幼児期から学校卒業まで一貫・連続した支援の充実 ◆ 相談支援体制の充実・強化と障害の多様化に対応した教育の充実 ◆ 障害者スポーツ及び芸術文化活動の普及や参加しやすい環境づくりを推進



障害のある人が、一人一人のライフスタイルに応じ、多様な選択肢の中から、自らの生活を自らの意思で選択・決定していくことができる社会の実現を目指します。

1 権利擁護の推進

現状と課題

- 障害のある人が地域で安心して生活するためには、地域での支え合いとともに、利用者保護のための各種制度の活用や苦情解決の仕組みの充実が必要です。
- 障害者や特別な支援を必要とする者など日常生活上の判断が十分できない方々が地域で安心して生活できるよう、町社会福祉協議会が山口県社会福祉協議会と連携を図りながら、福祉サービスの利用援助、金銭管理、書類等の預かりサービスを行っています。
- 成年後見制度が必要な場合でも、申立人、後見人になる人がいないなどの理由で制度が利用できない場合があります。
- 視覚障害や聴覚障害等で十分なコミュニケーションが確保できないため、契約上のトラブルに巻き込まれたり財産権を侵害されたりすることがあります。
- 障害のある人を対象とした悪徳商法等の被害や各種の犯罪被害を未然に防止する取組の強化が必要です。

施策の方向

(1) 権利擁護の推進

- 判断能力の十分でない障害のある人や認知症高齢者等に対し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等の支援を適切に行うため、地域福祉権利擁護事業の普及・啓発を図るとともに、相談支援の充実に努めます。
- 成年後見制度による支援を必要とする障害のある人のうち制度の利用に必要な経費負担が困難なものには、費用の一部を補助するほか、法人後見を含め制度の普及・啓発を図ります。
- 成年後見制度の申立人がいない場合には、町が代わって申立人になることができるようになっており、町の申し立て権の活用などにより制度の活用を促進します。
- 視覚障害や聴覚障害等がある人については、点訳・音訳奉仕員や手話通訳者等の派遣などコミュニケーションを支援する施策の充実を図ります。
- 悪質商法などによる障害のある人の被害の未然防止の観点から、障害の特性に配慮した情報提供等を推進します。

(2) 障害者虐待の防止

- 障害のある人に対する虐待防止を推進するため、障害者に対する虐待の禁止、虐待を受けた障害者に対する保護、養護者に対する支援等について理解促進を図るとともに、山口県障害者権利擁護センターを中心に、町障害者虐待防止センター（町民生

課）や労働局等と連携し、障害者虐待の未然防止、早期発見及び迅速な対応、その後の適切な支援が図られるよう努めます。

○ 障害者虐待や権利擁護に関する研修を実施し、人材養成を図るとともに、県社会福祉士会や県弁護士会等の協力を得て専門的な助言を行い、関係機関との連携及び支援の強化を図ります。

2 居住の安定の確保

現状と課題

○ 障害のある人が地域で安心して生活していく上で、障害の特性に配慮された住まいの場の確保は重要であり、グループホーム等の整備が求められています。

○ 住宅のバリアフリー化や手すり・スロープ設置等の改修を促進するとともに、障害のある人に対する公営住宅の入居について配慮する必要があります。

○ 地域において住宅の確保が円滑に進むよう、県・町や相談支援事業者、住宅関連事業者等が連携した支援が求められています。

○ 障害のある人は災害時にはその行動等に多くの困難が伴い、また、避難生活では厳しい環境下に置かれることも少なくないことから、障害のある人に配慮した防災対策を総合的に推進することが求められています。

○ 地域において、防火・防災知識の普及啓発や、在宅の障害のある人に対する支援体制の整備、避難場所の確保等を推進するとともに、福祉施設等では、施設ぐるみで防火・防災対策の取組を進めることが必要です。

○ 地域における防災体制については、今後とも支援協力体制の輪を広げ、自主防災に取り組んでおり、今後とも地域における支援協力体制の充実を図っていく必要があります。

○ 犯罪・事故防止の観点から障害のある人の居宅の訪問、防犯情報の提供等に努めていますが、引き続き、障害のある人を対象とした悪質商法等の被害や各種の犯罪被害を未然防止する対策の充実を図ることが重要です。

施策の方向

(1) 住宅の確保

○ グループホームについて、施設から地域生活への移行を促進する観点も踏まえ、地域的なバランスや質の確保等に配慮しながら整備を検討します。

○ グループホーム事業について、地域の実情を踏まえた積極的な活用が図られるよう、事業者や利用者等に対する一層の周知と情報提供に努めます。

○ 公営住宅の整備については、障害のある人が安心して快適に生活できるよう配慮した仕様とします。また、必要に応じ、障害の特性・程度に対応した改造を行います。

○ 山口県居住支援協議会と連携を図り、住宅の確保に特に配慮を要する方が民間賃

貸住宅に円滑に入居できるよう、すみやかな情報提供を行います。

(2) 防犯、防災対策の推進

- 分かりやすい広報資料やパンフレット等を活用し、障害のある人や家族等が、災害に関する基礎的知識を理解し、家庭における予防・安全対策等に対する意識が高まるよう取組を進めます。
- 社会福祉協議会や民生委員・児童委員と連携して、障害のある人に関する各種調査や保健福祉サービスの提供等を通じて、災害時に支援等の必要な対象者や介護体制の有無等について、プライバシーに十分配慮しながら把握に努めます。
- 福祉施設や病院等において、災害時に入所者・入院患者等の安全確保のための施設設備や組織体制の整備、緊急受入れ先の確保、地域の自主防災組織や事業所防災組織等との連携・協力などを促進します。
- 防災訓練に当たっては、車椅子利用者等障害のある人を想定した避難誘導や情報伝達などに配慮するとともに、地域住民や自主防災組織等の十分な協力が得られるように努めます。
- 聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うため、文字放送受信装置の普及に努めるとともに、FAXや携帯電話等のEメールによる情報伝達の体制整備を進めます。
- 災害情報の伝達や避難誘導、見守り活動、救出・救護の協力等の支援体制づくりを進めるため、地域の自主防災組織の育成や社会福祉協議会、ボランティア等との連携の強化を図ります。
- 避難所において障害のある人などに配慮した生活・支援が可能となるよう、公的住宅、社会福祉施設等との連携体制を構築しておくとともに、福祉関係団体やボランティアの連携・協力の下、食事等の介助や援助物資の供給など支援体制づくりを進めます。
- 「110番福祉FAX」（聴覚障害者からの110番受理専用システム）や各相談窓口の相談FAXやEメールアドレスの広報・普及に努めます。

3 地域力を活かした支え合いの推進

現状と課題

- 障害のある人が、住み慣れた地域で豊かな生活を営むためには、公的な在宅福祉サービスの充実とともに、積極的な地域の住民相互の助け合いによる地域福祉活動を一層推進することが重要です。
- 社会福祉協議会を中心に、困ったときに互いに助け合う地域づくりを進める「福祉の輪づくり運動」と同時に、より一層、地域住民が積極的に参画して支え合う体制づくりを推進し、地域力の強化を図る必要があります。
- 地域ぐるみで障害のある人の生活を支える上から、様々なボランティアの養成と

活動の充実などを図るとともに、障害のある人自らが相互に支援しあうピアカウンセリングを推進することが重要です。

施策の方向

- 「地域福祉計画」等と連携し、高齢者・障害者・障害児・特別な支援を必要とする人等のできないところを、住民が積極的に参画し、地域で支える取組を充実・強化します。
- 「福祉の輪づくり運動」を更に進め、障害のある人の在宅生活を地域全体で支えるとともに、障害のある人自らが地域の一員として活動に参加できる、小地域ネットワークづくりを進めます。
- 障害のある人の在宅生活を支え、地域での障害福祉サービスの利用を支援する担い手として、民生委員・児童委員の活動に対し必要な支援を行います。
- 保健福祉施設や学校、企業など幅広い分野からボランティア活動への参入を促進します。
- 地域におけるボランティア活動の拠点となる町ボランティアセンターを整備するとともに、その中核的な人材であるボランティアコーディネーターの養成をします。

重点的な取組

重点的な取組
◆ 自らの判断で障害福祉サービスを利用することが困難な障害のある人に、地域で自立した生活が送れるよう福祉サービスの適切な利用を周知、援助 ◆ 成年後見制度の利用を促進 ◆ 地域福祉運営協議会の活用など、相談支援事業所や町の相談支援体制の充実 ◆ 公営住宅や民間賃貸住宅の情報提供体制の強化、充実 ◆ 相談支援事業所等を中心とした関係機関の連携強化 ◆ 住民が積極的に参画する地域での支え合いの体制づくり、ピアサポートの充実

第4章 計画の推進体制

今後、この計画に基づいて、総合的な障害福祉施策を着実に推進するため、関係団体等と連携しながら、「阿武町地域福祉運営協議会」等で計画の進捗状況を毎年度点検するなど、適切な対応を図ります。

1 計画の推進体制

各般にわたる障害福祉施策の着実かつ効果的な推進を図るためには、雇用、教育、医療等の分野を超えた総合的な取り組みが必要です。また、町民、関係団体、企業、行政等が、それぞれ適切な役割分担のもと、連携・協働して障害福祉施策の推進を図る必要があります。

(1) 町民の役割

【障害のある人】

- 社会の構成員のひとりとして、積極的に社会経済活動に参画し、地域の人々との交流を進め、自立した生活を目指すことが必要です。
- バリアフリー、ノーマライゼーションの実現に向けて、当事者の視点から積極的に意見・提言を行うことが求められています。
- ボランティア活動や地域活動に積極的に参加することが必要です。

【地域・家庭】

- 地域や家庭、学校などで、障害や障害のある人に対する正しい理解を深め、地域で共に支えながら暮らしていける環境づくりを進めることが必要です。
- 障害のある人が地域の一員として責任と役割を担い、日常の活動に参加できるような地域づくりを進めることが必要です。

(2) 民間団体、企業などの役割

【民間団体】

- 障害者団体は、障害のある人の生活の擁護と理解の促進のため、当事者や家族等のニーズに基づいた具体的な支援活動や各種啓発活動など、自主的な活動を展開することが必要です。また、障害のある人や家族の仲間作りを進めることにより、支援の輪を広げ、障害のある人の社会参加を促進していくことが必要です。
- 事業者は、保健福祉サービスに関する情報の提供、質の評価と向上に努め、障害のある人の意向を尊重し、障害の状況に応じた公正で適切なサービス提供に努めることが必要です。また、地域の関係機関と連携を密にし、地域で暮らす障害のある人や家族等への支援を行うとともに、ニーズに応じた事業展開を図っていくことが必要です。
- 専門職で構成される団体等については、人材の資質向上に取り組むほか、その

専門性を生かして障害者福祉と障害のある人の権利擁護の一層の向上に取り組むことが必要です。

【企業】

- 障害者雇用を積極的に進めるとともに、障害のある人に配慮した職場環境の創出に努めることが必要です。
- 企業の組織、人材等を活用し、地域における企業ボランティア活動など積極的に社会貢献活動を展開することが必要です。

(3) 行政の役割

- 計画における事業目標を設定し、計画の着実な推進を図ることが必要です。
- 地域における障害者福祉を進める主体として、阿武町地域福祉運営協議会を活用し、地域のニーズの把握に努めるとともに、地域の実情にあったきめ細かな施策を、計画的に推進することが必要です。
- 雇用、教育、医療等様々な分野の支援ネットワークの強化を図ることが必要です。

2 計画の達成状況の点検及び評価

- 計画の実効性を確保する観点から、毎年度、計画の推進状況を点検しながら、分析・評価を行います。
- 計画を達成する上での課題等については、「阿武町地域福祉運営協議会」等において、関係者の意見を聴きながら、適切に対応することとしています。



阿武町地域福祉運営協議会設置要綱

平成 28 年 10 月 21 日

告示第 41 号

(設置)

第 1 条 阿武町地域福祉に関わる諸施策について、広く町民の意見を反映させるため阿武町地域福祉運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

(1) 地域包括支援センターに関する事

- ア 地域包括支援センターの設置者の選定及び変更
- イ 地域包括支援センターの運営及び評価に関する事項
- ウ 地域における多機能ネットワークの形成に関する事項
- エ 地域包括支援センターの職員の確保
- オ その他

(2) 地域密着型サービスに関する事

- ア 地域密着型サービスの指定に関する事
- イ 地域密着型サービスの指定基準及び介護報酬の設定に関する事
- ウ サービスの質の確保、運営評価
- エ その他

(3) 障害者地域自立支援に関する事

- ア 福祉サービス利用に関する相談支援事業の中立及び公平性の確保
- イ 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整
- ウ 地域の関係機関によるネットワークの構築
- エ 障害者計画、障害福祉計画の作成及び具体化
- オ 地域における障害者差別を解消するための取組
- カ その他

(4) 介護保険・老人福祉に関する事

- ア 介護保険制度の円滑な運営に関する事
- イ 介護保険事業計画及び老人福祉計画の策定、推進に関する事

(5) 社会福祉に関する事

- ア 社会福祉事業の円滑な運営に関する事
- イ 地域福祉計画の策定、推進に関する事

(6) 虐待防止、権利擁護等の推進に関する事

(組織)

第 3 条 協議会は委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、サービス利用関係者、医療機関、福祉関係団体、サービス事業所のうちから町長が委嘱し、任命する。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した委員が会長の職務を代理する。

(運営)

第5条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会の議長は、会長をもって充てる。

3 協議会は、必要に応じて、関係者の出席を求めてその意見を求めることができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、原則2年とする。ただし、任期満了日を行政会計年度途中において迎える場合は、当該満了日を会計年度満了日とすることができる。また補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、阿武町役場民生課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は、会長が運営協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

阿武町地域福祉運営協議会委員名簿

区 分	役 職	氏 名	備 考
サービス利用 関 係 者	阿武町手をつなぐ育成会会長	長 嶺 世 史	障害者代表
	阿武町老人クラブ連合会副会長	白 上 憲 治	高齢者代表
	阿武町奈古婦人会会長	林 輝 美	婦人会代表
医 療 機 関	福賀診療所長	政 井 俊 憲	
	和田歯科医院	和 田 忠 子	
福祉関係団体	阿武町民生委員児童委員協議会長	小 田 浩 三	
	阿武町ボランティア連絡協議会副会長	田 原 肇	
	阿武町社会福祉協議会長	出 羽 博	
サービス事業所	阿武福祉会 施設長	藤 山 千佳子	施設代表
	訪問看護ステーションあぶ 管理者	白 石 真紀恵	

任 期 自 平成２８年７月 １日
至 平成３０年６月３０日